

神戸市資源集団回収活動助成金交付要綱

(目的)

- 第1条** この要綱は、資源集団回収活動を実施する団体に対し活動助成金（以下「助成金」という。）を交付し、市民の継続的かつ安定的な資源集団回収活動を促進することにより、ごみの減量・資源化の取り組み及び地域の活性化をすすめ、ひいては循環型社会の実現を図ることを目的とする。
2. 助成金の交付等に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

- 第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 再生資源 家庭から発生する不用物のうち、紙・布・缶・瓶その他容易に再生利用ができるものをいう。
 - (2) 資源集団回収活動 自治会、婦人会、PTA、老人クラブ、子ども会その他地域住民団体が実施する、再生資源を大量かつ継続的に回収する自主的な活動をいう。
 - (3) 資源集団回収取扱業者 第5条の規定にもとづき本市内において資源集団回収活動による再生資源の回収を取り扱う業者として、市長にその旨を届け出た業者をいう。
 - (4) 拠点回収方式 地域住民が、地域内の決められた集積場所に再生資源を排出し、その集積場所で資源集団回収取扱業者が回収する方式をいう。
 - (5) 各戸回収方式 地域住民が、自宅前に再生資源を排出し、これを資源集団回収取扱業者が各戸ごとに回収する方式をいう。

(交付の対象)

- 第3条** 助成金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件に該当する本市内の自治会、婦人会、PTA、老人クラブ、子ども会その他地域住民団体とする。
- (1) 資源集団回収活動を実施する団体（他の団体が実施する資源集団回収活動に協力している団体は除く。）で、構成世帯又は構成員の数がおおむね20世帯又は20人以上のものであること。
 - (2) 資源集団回収活動の具体的な年間計画が策定されていること。
 - (3) 3年以上継続して資源集団回収活動をする見込みのあること。
 - (4) 再生資源の回収を専ら業とするものでないこと。
 - (5) 次条の規定により、市の登録を受けた団体であること。

(団体の登録)

第4条 助成金の交付を希望するものは、神戸市に登録しなければならない。

- 2 前項の登録の申請は、様式第1号による資源集団回収活動実施団体登録申請書により行なうものとし、登録の更新は3年毎とする。
 - (1) 資源集団回収活動実施団体登録については随時申請できるものとし、助成金の対象となるのは、神戸市が同申請書を受理した月の翌月の回収分からとする。
 - (2) 登録の有効期限は、登録後2年を経過したのち、最初に到来する12月31日とする。ただし、登録の有効期限の到来する翌年1月31日までに「資源集団回収活動実施団体登録申請書」を提出し登録の更新手続を行った場合並びに登録の有効期限の到来する年に第7条に規定する助成金の交付を申請している場合には、当該団体の登録は更新されたものとして扱う。
- 3 団体の名称、代表者名その他登録内容に変更があった場合には、様式第2号による資源集団回収活動登録内容（代表者等）変更申請書又は様式第5号による資源集団回収活動助成金交付申請書を提出するものとする。
- 4 当該団体が資源集団回収活動を中止した時は、様式第3号による資源集団回収活動実施団体登録辞退届を提出し、神戸市は登録を抹消することができる。
- 5 第7条に規定する助成金の交付の申請を前回の助成金の交付申請から継続して1年以上しない場合は、神戸市は当該団体の登録を抹消することができる。

(資源集団回収取扱業者の届出)

第5条 本市内において資源集団回収活動による再生資源の回収を取り扱う業者は、様式第4号による神戸市資源集団回収業者届出書により、市長にその旨を届け出ることができる。

(助成金)

第6条 助成金の額は、予算の範囲内において、回収方式の種別、再生資源の種別毎の回収量に別表に定める単価を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、様式第5号による「資源集団回収活動助成金交付申請書」又は電磁的記録（電子的方式 磁気的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）により、毎年前期（1月から6月までをいう。）分、後期（7月から12月までをいう。）分について、それぞれ市が指定する期日までに、遅延なく市長に申請しなければならない。ただし、前期分を後期分と併せて申請する場合は、後期分についての期日までに申請するものとする。

- 2 補助金規則第5条各項に規定するその他の書類の添付は、同条第4項に基づき、これを省略する。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、前条に定める交付申請期限より2箇月以内に助成金の交付を決定し、様式第6号による資源集団回収活動助成金交付決定通知書により、速やかにその結果を当該申請団体代表者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第9条 市長は助成金の交付を受けようとし、又は受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取消し、様式第7号による資源集団回収活動助成金交付決定取消通知書により当該団体に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 地方自治法第221条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 助成金の交付を受けようとし、又は受けた団体が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例、規則若しくはこの要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(団体の経理等)

第10条 助成金は、地域・団体におけるごみ減量・再資源化の推進及び地域の活性化等に充てることができるものとする。

2 助成金の交付を受けた団体は、助成金の使途及び経理を明確にしておかなければならない。

(報告)

第11条 市長は、必要と認めるときは、助成金の交付を受けた団体に対し、助成金の使途及び経理について報告を求めることができる。

(市長の役割)

第12条 市長は、第1条の目的を達成するために、助成金の交付のほか、次の措置を行う。

- (1) 地域住民団体に対する資源集団回収活動の普及啓発
- (2) 資源集団回収活動に対する情報の提供
- (3) 資源集団回収活動の実施団体、関連事業者等との連絡調整
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的達成に必要な事項

(施行細目の委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な細目は、主管課長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成2年度については、助成金の交付の対象となる資源集団回収活動は、平成2年6月1日以降に係るものとし、第7条の規定については、上半期については6月から9月までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成9年度において、第7条の規定については、10月から12月までを下半期とし、助成金の交付を受けようとする団体は、平成10年1月31日までに様式第5号による資源集団回収活動交付申請書に、回収業者が発行する仕切書を添えて、市長に申請するものとする。

3 特に希望する団体は、平成10年に限り、第7条の規定に関わらず、平成10年1月から3月までの回収分を平成10年第1四半期分として、同年3月31日までに、様式第5号による資源集団回収活動助成金交付申請書に、回収業者が発行する仕切書を添えて、申請することができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成14年前期分を7月31日までに助成金の交付の申請を行った場合は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年11月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年12月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

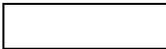
(施行期日)

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表（第6条関係）

回収方式の種別	再生資源の種別	助成金の額（資源集団回収活動による再生資源の回収量1キログラムあたり）
拠点回収方式	新聞（折込みチラシを含む）、雑がみ、段ボール	2円
	その他（古布、牛乳パック、空き缶、びん等）	3円
各戸回収方式	新聞（折込みチラシを含む）、雑がみ、段ボール、その他	1円

※ただし、別表、再生資源の種別「その他」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項で定められている「専ら再生利用の目的となる一般廃棄物」に該当するものとする。



資源集団回収活動実施団体登録申請書

年 月 日

神戸市長 へ

フリガナ	
団体名	
団体代表者住所	〒
フリガナ	
代表者氏名	
電話番号	

神戸市資源集団回収活動助成金交付要綱第4条に基づき、次のとおり申請いたします。

※2	回収の対象となっている地域名 ※「□□区〇〇町一丁目～五丁目」や「△△マンション内」など、貴団体の活動している範囲をご記入ください。	神戸市 区 町 丁目
	団体の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	自治会・管理組合 婦人会 老人クラブ 子ども会 PTA・保護者会 その他 (具体的に:)
	構成員数	() 世帯 () 人
※2	回収品目 (該当する品目を全て○で囲んでください。)	新聞 雑誌み 段ボール 古着・古布 牛乳パック その他 (具体的に:)
	回収日時 (当てはまる項目にチェックのうえご記入ください。) ※「時間」とは、 <u>住民が出す時間</u> です。業者が回収する時間ではありません。	<input type="checkbox"/> 毎月 第 曜日 (時間:) <input type="checkbox"/> 毎月 日 (時間:) <input type="checkbox"/> その他 ()
	回収方式 ※1 (いずれかを○で囲んでください。)	拠点回収方式 各戸回収方式
※2	回収拠点情報 (「 <u>拠点回収方式</u> 」の場合のみ記入してください。「各戸回収方式」の場合、記入は不要です。) ※転居してこられた方など、地域の地理に詳しくない方でもわかるよう、全ての拠点について出来るだけ詳しく、わかりやすい表現でご記入をお願いします。 ※枠に書ききれない場合、別紙 (様式自由) に記入し、添付してください。	(1) (2) (3) (4) (5)
	回収業者	業者名 電話番号 () -

※1 「拠点回収方式」は地域内の決められた集積場所に資源を集める方式で、「各戸回収方式」は各家の前から資源を回収する方式です。

資源集団回収活動実施団体登録内容（代表者等）変更申請書

神戸市長あて

年 月 日

資源集団回収活動実施団体の登録内容（代表者等）について次のとおり変更しますので申請します。

変更年月日	年 月 日	変更内容	<input type="checkbox"/> 団体名変更	<input type="checkbox"/> 代表者変更
			<input type="checkbox"/> 振込先口座変更	<input type="checkbox"/> 回収方式変更

団体番号					
フリガナ					
団体名 <small>（注：団体名変更の場合は、前団体名）</small>					
団体代表者住所 <small>（注：代表者変更の場合は、前任者住所）</small>	〒				
フリガナ					
代表者氏名（申請者） <small>（注：代表者変更の場合は、前任者氏名）</small>					
電話番号	() -				

（団体名変更）	変 更 後
フリガナ	
団体名	

（代表者変更）	変 更 後
団体代表者住所	〒
フリガナ	
代表者氏名	
電話番号	() -

（振込先口座変更）	変 更 前	変 更 後
金融機関名 <small>※口座を変更される場合は、通帳（表紙と見開きページ）のコピーを添付してください。</small>	銀行・金庫	銀行・金庫
	支店	支店
	店番号	店番号
口座種別 <small>（該当するものを○で囲んでください。）</small>	1. 普通 2. 当座 3. その他()	1. 普通 2. 当座 3. その他()
口座番号		
口座名義（カナ）		

振込口座名義が変更になる場合は、裏面の受任者情報の変更もご記入ください

(受任者情報変更)	変 更 前	
受任者住所		
受任者氏名	フリガナ	
	団体名	
	フリガナ	
	氏名	
	変 更 後	
受任者住所		
受任者氏名	フリガナ	
	団体名	
	フリガナ	
	氏名	

(回収方式変更)	変 更 後	
回収方式 (該当するものを○で囲んでください。)	拠点回収方式	各戸回収方式

団体番号	
------	--

様式第3号（第4条関係）

資源集団回収活動実施団体登録辞退届

年 月 日

神戸市長 へ

団体名	
代表者氏名	
団体代表者住所	
電話番号	() -

資源集団回収活動を下記の理由により中止いたしましたので、神戸市への資源集団回収活動実施団体登録を抹消していただくよう、依頼します。

記

中止年月日	年 月 日
中止理由	
助成金の申請	年 月 で活動終了し、 年 期 の助成金について 申請希望 ・ 申請辞退
引継ぎ団体	有 ・ 無 引継ぎ団体番号： 引継ぎ団体名： ※ 引継ぎ団体がある場合は、回収業者へ連絡をお願いします。

業者コード	
-------	--

様式第4号(第5条関係)

神戸市資源集団回収業者届出書

年 月 日

神戸市長 へ

当社・店は、神戸市内において地域団体が実施している資源集団回収活動による再生資源の回収を行っていることを届け出いたします。

会社名	
屋号	
代表者名	
所在地	町 市 区 通
電話番号	() -
取扱品目	新聞 雑がみ 段ボール 布類 アルミ缶 スチール缶 びん その他 ()
対象地域	東灘区 灘区 中央区 兵庫区 北区 長田区 須磨区 垂水区 西区

※ 取扱品目、対象地域については、該当する項目を○印で囲んでください。

※ PR リーフレット等に貴社・貴商店名を紹介させていただいてよろしいか。

はい ・ いいえ (いずれかを○印で囲んでください。)

資源集団回収活動助成金交付申請書

年 月 日

神戸市長 へ

※必ずご記入

ください。

団体番号	
フリガナ	
団体名	
団体代表者住所	
フリガナ	
代表者氏名	
電話番号	

(振込先口座)

金融機関名		銀行・金庫		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()		店番号	
口座番号				
口座名義 (カナ)				

(注) 口座名義は団体名と同一名義であること。口座名義が団体名と異なる場合は、下記に受任者を記入すること。

私は、資源集団回収活動助成金の受け取りを下記の者に委任します。

(受任者) (注) 口座名義と同じ団体名・氏名を記入すること。

受任者住所			
受任者氏名	フリガナ		
	団体名		
	フリガナ		
	氏名		

神戸市資源集団回収活動助成金交付要綱第7条に基づき、下記の通り 年 期助成金の交付を申請します。

記

回収方式 (該当する回収方式に○印を記入)			回収量記入欄	
○印記入欄	回収方式	助成金単価		
	拠点回収方式	新聞、雑がみ、段ボール	2円/kg	kg
		その他 (古布、牛乳パック、空き缶、びん等)	3円/kg	kg
	各戸回収方式	新聞、雑がみ、段ボール	1円/kg	kg
		その他 (古布、牛乳パック、空き缶、びん等)		kg

助成金申請額		円
--------	--	---

資源集団回収活動助成金交付決定通知書

年 月 日

団体番号	
団体代表者住所	
団体名	
代表者氏名	

神戸市長

貴団体から申請のありました 年 期分の資源集団回収活動助成金の交付について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

助成金交付決定額 円

交付の条件 神戸市補助金等の交付に関する規則及び神戸市資源集団回収活動助成金交付要綱に従うこと。

助成金の交付につきましては、 月 日頃、下記の金融機関の口座へ振り込む予定です。

金融機関名	銀行・金庫	支店		
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()	店番号		
口座番号				
口座名義 (カナ)				

(お願い)

助成金振込の関係上、申し訳ありませんが、 月 日まで、できるだけ上記金融機関の口座の解約、あるいは、口座名義の変更のないようにお願いいたします。

資源集団回収活動助成金交付決定取消通知書

年 月 日

様

神戸市長

下記の理由により交付決定を取消いたします。

記

1. 取消理由

2. 取消期間

3. 返還請求額